

## 一戸町通学路安全推進会議設置要領

(名称)

第1 本会議は、一戸町通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2 推進会議は、道路管理者、警察、町立小・中学校、交通安全協会等の協力、連携のもと、通学路における児童生徒の安全を確保することを目的とする。

(所掌事項)

第3 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 一戸町通学路交通安全プログラムの作成及び推進に関すること。
- (2) 通学路の合同点検、対策内容の検討、対策の実施、対策効果の把握及び対策の改善・充実に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (4) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(体制)

第4 推進会議は、次の関係機関及び関係団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省岩手河川国道事務所二戸国道維持出張所
- (2) 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (3) 二戸警察署交通課
- (4) 一戸町教育委員会学校教育課
- (5) 一戸町総務部総務課
- (6) 一戸町建設部地域整備課
- (7) 一戸町福祉部健康子ども課
- (8) 一戸町立小・中学校
- (9) 町内学童クラブ
- (10) 町内保育施設
- (11) 二戸警察署一戸交番
- (12) 二戸地区交通安全協会(一戸分会、小鳥谷分会、中山分会)
- (13) 交通安全母の会(一戸、小鳥谷)
- (14) 一戸町交通指導隊
- (15) スクールガード

2 推進会議に座長を置き、一戸町教育委員会学校教育課長をもって充てる。

(会議)

第5 会議は、必要に応じて座長が招集し、主宰する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 推進会議の事務局は、一戸町教育委員会学校教育課に置く。ただし、会務は一戸町教育委員会学校教育課、総務部総務課、建設部地域整備課及び福祉部健康子ども課で分担する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が構成員と協議のうえ、別に定める。

附 則 (平成28年2月 制定)

この要領は、平成28年2月から施行する。

附 則 (令和4年2月15日 改正)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。